会議(打合せ)の名称 又は議題 令和2年第21回 議会運営委員会 報告者職氏名 主事補 小原 陽子 日時 令和2年8月6日(木) 午後1時30分 場所市役所本庁舎4階大委員会室 出席者 血脇敏行委員長、柴田圭子副委員長、古澤由紀子委員、石井恵子委員、植村博委員、中川勝敏委員、田中和八委員、秋谷公臣委員

議長、副議長

者 議会事務局 石井局長、萩原主査、小原

【会議の概要】

議題

席

(1) 新型コロナウイルス感染症対策にかかる議会の対応について

(2) その他

《決定事項等》

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策にかかる議会の対応について
- ○9月議会での対応
 - ・決算審査は会期中に行う
 - ・議案審議は委員会付託方式とする
 - ・従前どおり一般質問、議案審議、決算の順に行う
- ・会議中の議員及び執行部の離席を求める。ただし、会派で半数(奇数の場合は半分にして多いほうの人数)、1人会派の場合は同じ部屋内でどちらか一方は残席し、かつ、定足数11人を下回らないように注意する。
 - ・議場での水分補給は6月議会のとおり、給水スペースにて可とする。
 - ・決算審議は従前どおりの方法で行う。

(2) その他

- ○請願・陳情について
- ・フロー図内の「結果報告」とその上の矢印を取ったものをホームページに公開する。
- ・フロー図に合わせ現行のホームページの掲載内容を修正したものを公開する。
- ・ホームページに公開した内容を全議員に知らせる。
- ○議長から
- ・白井市議会災害等対応会議設置に関する規程案と、それにかかる会議規則の修正について次回以降検討する。

一開会 13:30-

石井事務局長:

本日はご苦労様でございます。定刻となりましたので、会議に先立ちまして、血脇委員長よりご挨拶をお願いいたします。

血脇委員長:

皆様、改めまして、こんにちは。お疲れ様でございます。また、コロナ禍において、新型 コロナウイルス感染防止対策、また、この暑さの中、熱中症対策ということで、色々大変で はないかなと思いますが、今日は9月議会に向けた日程等の検討になりますので、慎重なる ご審議をお願いし、ご挨拶とさせていただきます。

石井事務局長:

ありがとうございました。それでは、委員会会議につき、議事等につきましては血脇委員 長にお願いいたします。

血脇委員長:

ただいまの出席は、8名でございます。委員会条例第16条の規定により、定足数に達し ております。これより、令和2年第21回議会運営委員会を開会いたします。本日の会議は、 お手元に配付の議題の通りです。それでは、議題1、新型コロナウイルス感染症対策にかか る議会の対応についてを議題といたします。前回会議では、9月議会における議会の対応と して、一般質問の取扱いについて、決定をいたしました。本日は、一昨日の議員全員協議会 において、各議員から意見等をいただいた6月定例会の検証結果に基づきまして、前回に引 き続き、9月議会における議会の対応として、一般質問以外の事項の取扱いについて協議を お願いしたいと考えております。初めに、全員協議会においても話が出ておりました、決算 審査について、協議をお願いしたいと思います。この決算審査については、市長から、6月 定例会を振り返った効果ということが示されております。6月議会とは直接関わるものでは ありませんが、議長のほうから決算審査について執行部のほうに問うていただいて、決算審 査を9月定例会の会期中に行うことの可否についてというようなものが執行部に出され、執 行部のほうからは、皆様お手元にあると思いますが、予算編成作業が10月に集中すること などから、9月議会中の実施が望ましいと考えておりますというような返答を執行部からい ただいています。それから、先般の議員全員協議会においても、議員のほうからいろいろな ご意見がございましたが、そのあたりも踏まえまして、決算の取扱いについて、ご検討いた だきたいと考えております。それでは、初めに、皆様のお手元に、9月議会における日程案 を配付してございますので、このあたりについて、事務局より説明をお願いいたします。

石井事務局長:

それでは、お手元のほうに、A3の横書きのもの、縦書きのもの2種類ございますけれど も、まず議会日程の短縮案という横書きのものをご覧いただきたいと思います。こちらは、 当初の案件を本会議形式、また順番を入替えた場合のシミュレーションをしたものになりま す。まず、1番左の当初案といいますのが、通常のやり方で進行した場合、28日間という 設定をしております。これを、本会議形式、6月に実施したバージョンと置き換えますと、 14日間に短縮が可能であります。また、順番入替えということで、本会議方式を、従来の 委員会方式でやるということが決定した場合には、委員会と一般質問の順番を入替えること によりまして、23日間に会期を短縮することができると考えているところでございます。 ただ、こちらは決算を想定していないものでございますので、この案の場合ですと、決算は 従前どおり10月の実施を想定して作ったものでございます。もう1枚のほうをご覧いただ きたいと思います。A3の縦長になっております。これは、仮にでございますが、10月に 実施している決算を、9月の会期中に入れ込んだ場合、どのようになるかということをシミ ュレーションしたものでございます。まず、当初の原案に対しまして、決算審査を入れ込む 形で作成しておりますが、1番左の当初案では、会期37日となりますが、執行部の希望で ありました9月中の審査には間に合っているところでございます。最終日だけは10月7日 にずれ込んでおりますが、審査そのものは決算も9月30日には終了する形になっておりま す。これを、仮に議案については本会議方式、決算については特別委員会として、5日間や った場合につきましては、37日に対しまして、31日で閉会できるだろうというものでご ざいます。次に、委員会と本会議を改めまして、従来の委員会方式と、一般質問を入れ替え た短縮案でございますが、こちらにつきましては、決算特別委員会を5日間加えますと、や はり委員長報告の作成の期間というのがどうしても出てきてしまう関係で、シミュレーショ ンの結果では、38日という形で、当初案とあまり変わらないような期間になっております。 ここで、急遽会議の直前に財政部長のほうから連絡が入りまして、この案では10月7日で 作成をしているところでございますが、10月7日に閉会する案を立てているところですが、 10月7日に仮契約の案件が1件出てくるということで、できれば、閉会日を8日まで見て いただければということで、これを組み込まないと臨時議会になってしまう場合もあります ので、現時点での最終日は10月8日になる可能性もあるというところで説明をさせていた だきます。簡単でございますが、以上でございます。

血脇委員長:

事務局のほうから、決算を会期外にする案と、会期内にする案、会期内にする案についても色々と、一般質問ですとか、議案審議ですとか、委員会付託を省略ですとか、そういうようなもので3つの案が出ておりますが、それでは、決算の取扱いについて、皆様からご意見をお伺いしたいと思います。

石井委員:

前回の会議の時に、資料でいただきました、決算特別委員会の他市の状況を見ますと、9月議会中に行っている市がほとんどだったというお話が確かあったと思います。白井と柏だけが10月に決算特別委員会を9月議会とは別枠にもっているというこの現状、これをまず1つ見ての、そして、決算審査というのは、審査の中で審議された内容が、次の予算に反映されなければ、やはり議会としては力を発揮することができないんじゃないかという観点から、なるべく決算審査を9月中に行うほうが、次の予算編成の時に役立てることができるだろうという観点、この2つから、白井市議会は、今までやっていた10月の決算審査特別委員会ではなく、今回から試行的にでも、9月議会の中に決算審査特別委員会を入れていくのがいいのではないかと考えます。

血脇委員長:

石井委員から、決算については他市の状況等も考えたり、予算に絡むところもあるというようなところから、会期中に入れたほうが良いのではというようなご意見をいただきました。 その他ご意見ございますか。

田中委員:

今の石井委員のお考えとほとんど同じなんですけれども、9月議会に入れるということは、9月議会で決算書の議決が欲しいと、こういうことだと思いますよね。会期外であれば、12月に最終的な議決ということでしょうから、10月に予算編成作業が集中するということであれば、この9月議会中に、会期中にやられるのがいいのではないかと私も思います。

古澤委員:

決算結果を反映させた予算組というのは、もう何十年も前からの課題ですので、その点は 私は9月に早めたほうが良いと思いますし、また執行部のほうも予算組みのこと、コロナの こと等で早めてもらいたいということであれば、否定する要素はないと思います。

秋谷委員:

今、3名の委員の方からお話があって、言うこともうないんですけれども、執行部、他市の状況を見たり、今までの状況を見ると、今3名の方が言われた意見の通りで、9月中の決算委員会が望ましいと思います。

血脇委員長:

他にご意見ございますか。よろしいですか。今、賛成という声が聞こえてまいりました。 それでは、決算審査は、9月議会においては、会期中に行うということで皆さんご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

それでは、9月定例会においては、決算審査を9月の会期中に行うことに決定させていただきます。それでは、次に移らさせていただきます。決算審査をどのようにするかですとか、いろんな意見や、そういうものが多々あるかなと思っているところです。会期中に入れることが決定いたしました。詳細については、のちに検討をしたいと思います。ここで、まず1つ決めておいていただきたいのが、6月議会は、議案審議を、委員会付託を省略して行いました。9月議会において、議案審議を委員会付託とするか、あるいは6月議会と同様に、委員会付託を省略して行うかというところで、ご協議をお願いしたいと思います。ちなみに、市長から議長宛に出されている委員会付託を本会議方式としたことについてというようなところで、市長からの回答では、会期を短縮する手段としては有効でした。しかしながら、感染状況にもよりますが、今後は議案数も増えることから、より慎重な審議をするのであれば、委員会付託による審議も有意であると考えます、というような回答をいただいているところです。そこでまた、先般の全協の各議員からの意見等を踏まえて、このあたりについてご協議をお願いしたいと思います。

石井委員:

6月議会を考えると、例年6月議会って、議案の数が少ないということは、皆さん承知を しておりました。また、4月にコロナの緊急事態宣言が出されたという中でのお話だったも のですから、6月議会では、委員会方式を本会議方式にというふうに決めたところです。し かしながら、今コロナも、これから長期戦になろうということで、我々も覚悟を決めている ところだと思いますし、当然ながら、9月になると議案の数もだんだんこれから増えてきま す。大事な議案にもなってきますので、9月議会においては委員会方式を再び取り入れて、 今まで通り委員会審議をしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

田中委員:

委員会付託の復活に関しましては、私も賛成です。その中で、この効果についての裏面の最後のところに出ている、9月議会の対応と決算審査の対応を同時に行うことにより、負担が増大、というような形が出ています。これを少しでも負担を減らすために、例えば、委員会付託の質問事項を、これできるのかどうか私わからないんですけれども、事前に提出するみたいなことができるのであれば、委員会付託の議案に対する質問を事前に通告をすることによって、市の負担も担当者の配置も少しずつ変わってくるのかなと、こう思っています。

血脇委員長:

事前通告制というようなことですね。ちょっとすみません。その事前通告制についてまた 議論していると、委員会付託をするかしないかというところがあれなので、まず委員会付託 をするかしないか、ここについてご協議をお願いしたいと思います。

柴田副委員長:

私も委員会付託には賛成です。6月議会、本会議で全部やったことを考えると、かなり長い時間みんなが同じ場所にいたということもあります。委員会付託にすれば、そういう意味では密が避けられるし、時間の調整もかなり自由になるので、そういう意味からも、本会議で全部の議案を審議するのではなく、委員会にしてばらけたほうが良いのではないかなと思います。

血脇委員長:

他にご意見はございますか。ご意見がないようですので、今、委員の皆様の意見が、大方、 9月定例会においては、委員会付託を省略せず、委員会方式とするというような意見だった んですが、そのような扱いで皆さんよろしいでしょうか。

古澤委員:

これから、コロナの感染、広がり方がどうなるかということがわかりませんので、また定例会をどうやっていくかという話合いをする機会が出てくるかもしれません。ただし、9月議会は重要議案が多分たくさん出てくるだろうということを推測しますと、1回委員会方式に戻してみて、やってみて、それで次のコロナ禍の比較として、委員会方式を今回とってみる、で、前回6月議会の本会議方式との比較ができますので、まあ委員会に戻しても、今回に関してですけれども、いいと思います。

血脇委員長:

皆さん、それでは9月定例会は、議案審議、委員会付託をして、議案審議をするということでご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

それでは、9月定例会においては、議案審議については、委員会付託方式とするということに決定をさせていただきます。田中委員、先ほどの事前通告という部分、ちょっとお待ちいただけますでしょうか。よろしいですか。そうしましたら、皆様のお手元にある、この会期日程の中で、A3縦長の部分で、委員会方式を採用するということは、この中央の31日形式、これがなくなったということになりますので、ご承知おきいただきたいと思います。そうしますと、今度、左の表と右の表、これが、通常通り、一般質問を先にして、委員会を後にする方式、この右側の38日というのは、議案審議を委員会で先に行い、一般質問を後にするというような形で示されているものです。9月定例会において、この2つの方式のどちらで行うかということの検討をお願いしたいと思いますが、先ほど局長から、今日、急遽連絡があったということで、ちょっと局長すみません、ここをもう一度説明お願いします。

石井事務局長:

真ん中の案がなくなったということでございまして、まず1番左の当初案で行きますと、 最終日の閉会日が10月7日という形で設定をしたところなんですが、本当に会議の直前に財 政部から連絡が入りまして、10月7日に防災関係の備品等の関係で、仮契約の案件を1件提 出させてほしいという連絡が入りまして、10月8日まで会期を延ばしていただければという ことが入りました。ですので、左の案では、最終日が10月7日になっておりますが、この場 で10月8日に閉会日を1日ずらしていただければと思います。

古澤委員:

事務局長に質問です。今、津々木さんのほうから事情があって7日を8日ということでしたけれども、まだ決算の日程とか、委員会方式の詳細とかやっていないので、それをもしした場合に短縮される可能性というのは出てきますよね。それは、また別に考えればいいですよね。

石井事務局長:

今想定できる範囲で、この案を考えております。ですので、これからの状況によりましては、もっと会期が短縮になってしまう場合も当然あると考えております。1点ですね、従来と違うところがございまして、まず1番左の案では、9月30日、議案採決という日を作ってございます。これは、10月7日、今8日に修正をさせていただきましたが、そこまで採決を延ばしてしまうとどうかというのがありましたので、9月中に、決算を除く議案については、採決を中日採決というような形で設定をしております。これは、1番右の順番入替え案でも、9月23日、連休明けに、議案の採決の中日という形で設定させていただいております。

柴田副委員長:

事務局長に確認をしたいんですけれども、決算の日がもし短くなったりして、会期が短縮されちゃったりした場合、仮契約が10月7日で、要は議決を経ないと本契約ができないから10月8日にしてくださいということかなと思ったんですけれども、そうなった場合は、これまた臨時議会か何かになるということなんでしょうか。

石井事務局長:

想定としては、臨時議会もありかなとは思います。今、会期を延ばすという決定ではございませんので。

血脇委員長:

この表で行くと、7日と8日という違いがあるんですが、7日に仮契約の案件があるので、 この左の表、7日になっているやつを、財政としては、できれば8日にしていただけると、 8日にその仮契約のものが…。

石井事務局長:

そういうことでございます。一応8日まで見ておいてもらえると、追加議案にも対応できるという会期の案とご理解いただければと思います。

血脇委員長:

7日に閉会して翌日に臨時議会ということにはならないということですね。この2つの中でご意見を頂戴したいと思います。ご意見ございますか。

石井委員:

つまり、この表の中で、真ん中はなくなって、左か右かという話になりますね。左にしても右にしても、10月8日が閉会だというところは変わらないということですね。そして、中を見ると、今まで通り左は一般質問が先、議案が次、その後に決算ということ、右のほうが、一般質問が後、先に議案をやっちゃおうよ、ということですね。どっちにしても、会期はそれほど短くならないと、同じだと。であるならば、どっちでもいいんじゃないかと思うんですけれど。

血脇委員長:

どっちでもいいと言われても。

石井委員:

要するに、今までは一般質問を先にやろうとこだわっていたんですよ。実際、先輩方がいらっしゃるときにね。それは、自分たちが一般質問をやるのに、とても神経を遣っているじゃないですか。なので、神経遣うやつは先にやっちゃって、ほっとしたいよねって。ほっとしてから議案審議のほうがゆっくりできるよね、みたいな感覚だったんですよね。ところが、他の市なんかは、議案審議を先にやって、一般質問を最後のほうにもっていっちゃってる議会が結構あるんですよね。そのほうが、議案審議を先にやれば、委員長報告が作れるから、だから一般質問の後のほうが、会期も若干だけれども少なくなるので、というような市が、他では多いように見受けられます。ここは皆さんの感じ方でいいんじゃないかなと思いますが、私はどちらでもいいような気がします。

血脇委員長:

どちらでもいいじゃなくて、石井委員としては、どちらなんでしょうか。

石井委員:

だからこれね、どちらでもいいんだよね。じゃあ従来通りでいいかな。

血脇委員長:

他の委員の方からご意見ございますでしょうか。皆さんみんなでどちらでもいいと言うと、 何にも決まらなくなっちゃうので。

中川委員:

私も石井委員の意見に賛成です。というのは、6月の例をとってもですね、今回の9月の例をとっても、先ほども意見が出ていましたように、検証というのは、やっぱり、直後に早くやる必要があると。今回執行部側のほうが早くてね。議会側の検証が遅かったというのがありますので、そういう点でも、1番左側の日程、従来案と、ほんのわずか1日しか右側の案とは変わらないわけなので、従来案でやってみて、検証すると。議会としてのね。これでよかったか、こういう対応の中でというふうなやり方のほうが非常に検証しやすい。特にそこだけの意味ですけれども。私は。

柴田副委員長:

私も、日程的にあまり変わらないのであれば、決算を中に入れるっていうのだけでもものすごく白井市議会にとっては大きな変化なので、日程的にあまり変化がないというのであれば、従来通りにしてもらったほうがありがたいかなというのと、教育福祉のほうなど、ちょっと議案とか、色々他のことでも話し合ったりすることが多くなりそうな気がするので、そういう意味でも時間が調整できるから、今までどおりがいいかなと思いました。

田中委員:

9月議会に関しては、確かに1日一緒に最終的にはなっちゃうとは思うんですけれども、 これが終わってまた12月議会の時には、やはり会期の短縮を考えると、順番の入れ替えを 今からやっておくほうが良いのかなというような気が私はしております。こだわりませんけ れども。

血脇委員長:

それでは、意見をお聞きすると、従前どおりという意見と、こだわらないけれども12月 議会を見据えたときには、議案審議を先にしておくのもというようなご意見があったところ でありますが、このあたりから、ご意見を伺いたいと思います。

古澤委員:

配られた表を見ますと、監査が入らないと議案の採決は右側の表で9月23日ですよね。 左側の表だと9月17日になるんでしょうか。

血脇委員長:

9月30日が議案の採決の日になっています。

古澤委員:

だから、それを、決算が入らなかった場合はやっぱり9月30日ですか。左の表で。それによってまた違ってくると思います。今回決算入りますけれども。

石井事務局長:

右と左の議案採決の日の違いと言いますのが、常任委員会をいつやるかによってずれてきます。入替え案でございますと、9月10日に委員会が終了しますので、それから議事録を作成するまでの5日間の間に休会とすることなく一般質問をやってしまうことで、議決を早めることができます。それに対して、当初の左の案ですと、一般質問が先、その後常任委員会という流れになりますので、議事録ができるまでどうしても中5日、土日を除いて5日かかりますので、議決日がずれて30日になってしまうという考えでございます。

古澤委員:

そうであるならば、せっかく色々試みているところですので、12月議会は決算の審査がなくなるわけですから、1番右の順番入替えの案、それにしておくのも1つの、田中さんが言ったように、候補であろうと思います。私もどちらでもいいとは思うんですけれども、一応期間の短縮ということを皆さん考えていらっしゃるので、議案採決の日にちから見ますと、23日と30日、1週間ほど差がありますので、入替え案を一応支持します。

石井委員:

今回の9月議会の目玉って、やっぱり決算審査を9月議会の会期中に入れるということだと思うんですよ。これをやってみてどうなんだろうね、というところを検証するのが1番の目玉じゃないかなとも思うんです。そうすると、先ほど柴田副委員長のおっしゃったように、いろんなところを変えちゃって、検証するのはまた難しくなるので、とりあえず今回の9月議会は、決算を会期中に入れました、あとは従来通りやってみました、さあ検証してどうだったというふうにしたほうがわかりやすいんじゃないかなと思うんです。先ほど田中委員がおっしゃったように、会期が少しでも縮まるのであれば、一般質問を後にして、議案審議を先にというやり方を12月議会においてやってみて、その検証をまたその後にやるというふうに、順番にやったほうが検証というのはわかりやすいんじゃないかなと思うんですね。なので、今回は、この9月議会においては、従来通り、一般質問をやって、議案審議やって、そして決算を入れてみて、決算を入れた結果はどうだという検証の仕方というふうな考え方で、いかがでしょうか。

古澤委員:

田中委員にお聞きします。右側の表というのは、12月議会で行うということをさっきおっしゃっていたんでしたっけ。私は受け取り方が違っておりまして、9月議会でもこれを

取り入れるとおっしゃったような気がしていたものですから、それに対して賛意を表明したわけですけれども。

田中委員:

9月議会に関しては、日程がほとんど一緒なので、今石井委員がおっしゃったような形でも結構だと思います。ただし、12月議会以降を見据えると、委員会付託を頭にもって行く練習じゃないですけれども、そういうことで短くなるんであれば、どうなんでしょうかね。こだわりません、ということです。

古澤委員:

順番の入替え案は12月からというご意見だったんですか。

血脇委員長:

いやいやいや。田中委員っていうのは、12月議会を見据えて、今回入替えてみたらどうでしょうかというようなことなんです。9月も入れ替えてみたらどうだろうか、どちらでもいいんだけれどもいうような部分を含めて。ただ、石井委員のほうからは、決算というのがあるので、ここをしっかりと検証しなくてはならないので、あっちも検証、こっちも検証という、検証する項目が多岐にわたってしまうと、検証しにくくなる部分があるだろうと。であれば、決算のところに重点を置いて、検証して、検証しやすくするためには従来通りやっておいたほうが検証の数が、負担が減るんではないかということで、従前どおりがいいのではないかというのが石井委員からの意見でございました。それでは、皆さんいかがでしょうか。9月議会においては、決算にフォーカスを当てて検証する必要があるというようなところから、検証の負担を減らすためにも、今回は従前どおり一般質問を先にして、後から議案審議というような意見ですが、皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。そうしましたら、9月定例会においては、従前どおり一般質問を先に、議案審議を後にと、この表にありますけれど、その後に決算審査というような流れで行くということでご異議ございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

それでは、そのように決定させていただきます。ということは、この縦長の表の右の表はなくなったと。左側の表になったとということでご理解をいただきたいと思います。それでは、ここで休憩をさせていただきます。再開は14時25分とします。

一休憩14:12-一再開14:25-

それでは、会議を再開いたします。ここで、先般事務局から、6月議会の対応についてというようなもので、9項目ほど出されていたものがございます。その中で、今日ここで、比較的速やかに決定できるかなというものをご議論いただきたいと思います。まず、議場での離席について、ということで、前回は、執行部および議員の離席を認めると。執行部は質問の内容および質問者等で対応していただくということ。なお、定数の11人を下回らないように会派等で考慮するということで、6月は対応したところでございます。9月議会において、まず、離席を可とするか否か、こちらのほうを協議検討していただきたいと思いますので、何かご意見のある方。まず離席を可とするか否かです。ということで、お願いをしたいと思います。

田中委員:

最近、白井市の中でもまた感染者が出てきているように、できれば、継続で離席可をお 願いしたいと思います。

石井委員:

私もまったく同じです。それと一緒に、執行部の方もだいぶん密になっていますので、 やっぱり執行部の方のことも考えて、議場での離席を9月議会も認めていただいたほうが 良いと思います。

血脇委員長:

他に意見ございますか。よろしいですか。それでは、9月定例会において、議員及び執行部の職員においても、離席を可とするということにご異議ございませんか。それでは左様決定させていただきます。それでは、今度離席についてですが、もちろんこれ、定数を下回らないようにというようなところを配慮しなくてはなりません。前回においては、会派の中とか、そういうところで調整を図っていただいて、離席を認めるというところで6月は対応したところでございます。ただ、先般の議員全員協議会において、田中議員のほうから、班分けのようなものをしたらどうだ、例えばA班、B班のような班分けをしたらいかがかというようなご意見が協議会の時に出されております。そのあたりの協議会の時に出された意見も踏まえて、9月議会どのように対応するか、ご協議をお願いしたいと思います。どなたかご意見ございますでしょうか。

柴田副委員長:

田中委員のほうに。班分けを、どんなふうな感じのことをおっしゃられているのか説明 をいただきたいんですけれど。

田中委員:

全協の時に申し上げたんですけれども、議場に人数がいたことによって、私が欠席で、他の2名が一気に出て行って会派が0になったということがございました。その中で、例えば、1人会派の方も4人いらっしゃるわけなんで、もし分けるんであれば、今の各部屋で半分は出るとかというような形がどうなのかなと。ただ、当然その中で、自分は本当は控えるほうに回るけれども、聞きたいときは当然あるわけなので、それはもうご自由にどうぞというような形の分け方かなとは考えてはいます。

血脇委員長:

ただ、部屋で半分と言っても、例えばですけれども、柴田副委員長、中川委員のいるところは、柴田議員と影山議員で会派、中川議員と徳本議員で会派というような形になっているので、会派を組んでいる方2人で欠席するというのはいかがかなという部分もあるので、その辺は、部屋の中で調整を図っていただくというのが必要ではないかと。すみません、私が申すのもあれなんですけれども。

田中委員:

分けたりするの、すごく難しいのかなと当然私も考えております。の中で、例えば、会派で割り振りしてくださいね、というようなお話が前回はあったわけなんですけれども、例えば今回の場合は、必ず会派では1人は残ることとか、というような決め方でもよろしいのかなと思います。14、5人で、あ、私たち2人出て行っても13だからまだ平気だというような考え方でいいのか、それとも、やはり、今委員長がおっしゃったように、会派が2人、3人、4人というところは必ず1人や2人が出ていてねというような決め方のほうがいいのか、そこのところだけだと思います。ちょっと失敗して、お叱りを受けて私にメールが来た、ということがあったものですから、その辺だけ決めていただければと思います。

柴田副委員長:

前回、私が基本的に認識していたのは、会派の中の半分は出る、奇数の場合は多くなるほうが出席できるように、3人の場合だったら2人は出るみたいな形かなと、なんとなく思っていたんです。だから、田中委員の会派のところは、当時2人だったわけだから、1人は必ず残る、2人とも出てはだめよね、1人もいなくなっちゃうから、という判断は働いたのかなと思っていました。なので、私の認識としては、半分は議場に残る、奇数の場合は、3人だったら2人は議場に残る、みたいな形なのかなという感じでいました。そして、離席をされる方も、会派の部屋で、ネット中継で一応ちゃんとフォローできるように見ているというのが前提の条件だったのではないかな、というふうに思っていますけれども、そこについて、それでいいのかどうか皆さんに確認したらどうでしょうか。

石井委員:

私も、前回は、会派だったらいつも同じ部屋で顔を合わせているわけだから、私休むから行ってらっしゃいという感じでできるからいいかなと思ったんですけれど、今、田中委員がおっしゃったように、確かに1人会派の方もいらっしゃるんですよね。そうすると1人会派の方は絶対離席してはいけなくなっちゃうんですよね。会派って決めちゃうと。でも、ここでは、会派等で考慮する、だから、この会派等の、等を少し緩やかに考えるようにして、要するに議場に11人が絶対いれば、例えば15人議場にいて、1人会派の人は、今、議場、私がいなくなっても14だから大丈夫かしらって出て行く分にはいいのかなと思ってみたりしています。つまり、会派等の等の認識を、皆さんで少し共有したらいかがなのかなというふうに思いました。

秋谷委員:

会派というあれもあるんだけれど、皆さん部屋が、1人の部屋というのはいないと思うので、部屋の中で調整というのはできないんですか。会派が違っても、2人で部屋がいたら、どっちかが出ようよという調整、多い分にはいいんだけれども、それは無理かな。

血脇委員長:

それは多分可能だと思います。今の部屋の構成を見ますと、令和が1つの部屋、それから、公明党が1つの部屋、私のところの政和が1つの部屋、それで、田中委員のしろい未来研究会も1つの部屋というような形になっています。柴田副委員長のところには、影山議員と柴田議員の会派、中川議員、徳本議員の会派、それと、1人会派の岩田議員と小田川議員がいらっしゃる。もう1つの部屋は、竹内議員と平田議員という部屋を使用しているということになっている状況から、秋谷委員がおっしゃったように、この部屋の中でうまく調整ということで、先ほど柴田委員が、過半数を下回らないようにするためには、複数人の会派、例えば2人だったら必ず1人、あるいは4人だったら2人はでると。3人の会派だったら2人は出ていただくと。そうすると、1人会派の人は、例えばの話です。竹内議員と平田議員でどちらかがお互いに調整をしていただいて、2人とも出るようだったら2人で出ていただいて結構なんですけれども、必ず、 部屋からは1人出ていただくと。岩田議員、小田川議員については、2名の中で調整を図っていただくというのも1つではないかなと考えますが、皆さんいかがでしょうか。

古澤委員:

会派のあるところは会派で過半数以上、ないところは…ということでいいんではないかと。

血脇委員長:

皆さん、そのような形でよろしいでしょうか。

古澤委員:

離席に関しての説明文が3行書かれていますけれども、執行部の出席者は、質問内容および質問者等で対応すると書かれています。私は前回1回離席しまして、その時は審議に関係ないこと、採決に関係ないこと、したがって一般質問の時だったと思います。その時に出たんですけれど、何にも規定がないんですけれど、それは議員の良識に任せるということでしょうか。

柴田副委員長:

採決の時は戻っていただくというのは確かに6月の時にはっきりそのように認識していた と思うので、それは大事かなと思いますけれど。それは入れなきゃいけないですよね。

古澤委員:

採決の時点でいなければいけないのは当然で、採決に関係する執行部側の説明であったり、 質疑応答であったり、といったときは私はいるようにと自分では思っていますけれども、こ こには何も書いていないので、それは各自の判断にゆだねるということと受け取っていいの でしょうかと確認をしたかっただけです。

血脇委員長:

私の認識が違っていたらごめんなさい。 6 月の時に、確かにこのような文言で書かれていますけれど、議員の良識の範囲ということで、私は捉えていたところなんですが、皆さん…。

柴田副委員長:

今、振り返ってみますと、確かに採決の時は戻りましょう、その他のところは特に明文では言っていなかったですけれど、結局、実際見ていると、そこで離席される方はいなくて、みんな議案審議の時は着座されていたなというのを今思い出しました。それは皆さんの良識の中でそういう行動をされたんじゃないかなと思います。

血脇委員長:

それはもう、明らかに明文というより、やっぱり良識の中で、離席をしていただかなくてはならないのかなと。ただ、離席に当たっては、先ほど申した通り、まとまって離席というのは、いかがなものか、ということで。先ほど私が説明させていただいた会派ごと、それから部屋の中で調整を図っていただいて、過半数を下回らないように、良識の範囲内で離席をしていただくということで、皆さんよろしいでしょうか。

[「いいです」と言う者あり]

それでは、左様決定させていただきます。それでは、次に、これは短時間で終わるかなと 思うんですが、水分補給ですね、今、非常に暑い中、9月も残暑が厳しいのではないかと思 われるところでございますが、水分の持ち込みということでありましたが、皆さんの6月議 会の対応を踏まえた中で、ご意見をお伺いしたいと思います。

石井委員:

私も実際に持ち込んだんですけれど、ちょうどいいところに、見えないところに置かせていただいていたし、何人かの議員の方もそうしていらっしゃったようですし、引き続き、9月議会もこのままやってみたらいかがでしょうか。

血脇委員長:

9月議会も引き続き対応したらどうかというようなご意見ですが、皆さんいかがでしょうか。それでは、水分の補給等については、6月議会と同様に扱うということでご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

それでは、異議なしと認め、左様決定させていただきます。それでは、大枠のところが決定したかなと思うところでございます。そこで、ここで、後送りにしてありました、決算について皆さんのご意見を伺いたいと思います。会期中に決算を行うということはもう決定してございます。事務局案で、会期の中に入れているのが、従前決算を5日間で行っていたもので、その5日間のものを会期の中に示させていただいているということです。ここで、決算を会期内に入れることが決定しましたので、決算について、皆さんのご意見を伺いたいと思います。その前にちょっと事務局のほうから説明があるということですので、お願いいたします。

石井事務局長:

それでは、お手元のほうにA4の横のものでございますが、決算審査特別委員会の閉会時間についてということで、過去3年分の閉会した時間と、会議に要した時間数をまとめたものをご用意しました。表の見方は、1番左から縦軸で、29年度、30年度、31年度、総務企画常任委員会、都市経済常任委員会、教育福祉常任委員会という形になっています。29年度を横に見ていっていただきますと、総務企画常任委員会は11時34分に閉会しています。都市経済においては、都市建設部については14時47分、3時間32分という形の所要時間でございます。このような形で横に見ていっていただければと思います。概ね、年度によって若干のばらつきがございますが、平成31年度の会議につきましては、総務におかれましては2時間27分、都市・建設部にあたりましては2時間32分、市民経済部については3時間10分、教育部におきましては4時間20分、福祉健康子ども部については4時間というような形で集計をしたものでございますので、審議の参考にしていただければと思います。

血脇委員長:

ありがとうございました。資料を参考にしながら、皆様からご意見を伺いたいと思います。

石井委員:

今、決算審査特別委員会は、現状申し送りかなにかのところに書いたと思うんですけれど、議長、副議長、会計、監査を除く人が各常任委員会から3名ずつ出て、決算審査特別委員会というものを発足させて、審議をしていました。そうなると、21人の議員の半数が決算審査特別委員会のメンバーだったわけですよね。それでやっていたという実績。それと、決算審査特別委員会を、議員全員でやるというところもあるという話を聞いたんですけれど、まず、決算審査特別委員会の形、これをちょっと考えてから中身に入ったほうが良いかなと思ったりしたんです。他市で、四街道が、たぶん21人で決算審査特別委員会を構成しているというのがあるので、たぶんここは全員じゃないかなと思うんですが、事務局にちょっとお尋ねしますけれど、こういうやり方ってあるのかということと、どんなメリットがあるのかというのを。

石井事務局長:

前回お配りした資料の中で、四街道市さんは、21人全員で特別委員会を組んでいるとい う状況で報告をしました。千葉県の状況では、市原市も議員全員が委員となって特別委員会 を設置をしております。市原市につきましては、会期中ではなく、特別委員会を閉会中、当 市と同じやり方でやっていますので、詳しい調査はしておりませんけれども、四街道市にお きましては、議員全員の特別委員会を会期中の審査の中で対応しているという例でございま す。議員全員でやる上で、委員長報告、審査につきましては、四街道市さんについては、お 示しした通り、会派ごとということで、会派の持ち時間制というような、ちょっと特殊な、 1人当たり何分掛ける人数というような形で、そういった条件の中で実施をしているという ところは確認をしております。そして、審査報告が最終日に上がりまして、採決をしている わけですが、ここで四街道市さんの議事録等を見ても、委員長さんの報告をしている例が見 当たりませんでした。それは、議員が全員参加しているということで、審議に参加している という部分があるのかなと思いますので、直接、全員が委員であるという前提で、委員会の 中で委員長報告を省略するという議決を取っているということは確認がとれましたので、本 会議の中では、委員長さんから、審査結果として認定というものは出ますけれども、それに 対する委員長報告はやっておりません。いきなり採決というやり方を取っておりますので、 ちょっと特殊なやり方なのかなとは思っております。

石井委員:

はい、わかりました。

柴田副委員長:

全員が特別委員会の委員となると、本会議で全員で審議するのとどう違うのかなというふうにも思えるんですね。本会議で、例えば、特別委員会5日間を同じ日数で全員でやって、そうすると本会議でやっているから、当然委員長報告とかいらないということになりますよね。だから、四街道方式で、全員で5日間やっているというと、本会議で5日間やるのとあまり変わらなくなるな、というふうに思うので、逆に委員長報告の必要がなくなるなと思うので、四街道方式みたいにやるんだったら、本会議でやるのも1つありかなと思ったりするんですけれど、どうですか。

血脇委員長:

確認させてください。本会議でやるということは、決算審査を、特別委員会のようなものを立ち上げないで、本会議でやるというようなことでよろしいですか。わかりました。他の方のご意見をお伺いいたします。

石井委員:

すみません、他の方じゃなくて。毎度同じになっちゃいますけれど。そうすると、うちの市議会で考えてみた場合に、委員長が確か1人出て、20人の議員が発言可能ということになりますよね。その20人がそれぞれに自分の疑問に思っていることを質疑するとなると、無限大の時間がかかるんじゃないかなという気がします。そこで、この四街道みたいに、質疑に関する申し合わせで、会派ごとの持ち時間というのを設定しないと、成り立たなくなってくるんだろうなというふうに思います。このように、質疑の時間を会派代表1人10分とか、あるいは会派ごとの持ち時間があるというような制約をつけていいものかどうかというところが、私にしてみては、非常に疑問になっています。と思うと、私は、全員でやるのは嫌だなという感じがして、うちみたいに各常任委員会から3人ずつ出して特別委員会出したほうがやりやすいかなという気がしてきましたが、皆さんはいかがでしょうか。

石井事務局長:

本会議で決算を、ということでございまして、ちょっと調べてみたんですが、自井町の時代でございますが、平成9年9月までは決算も本会議方式で審査しております。この時の条件といたしましては、質疑は通告制、そして回数は3回まで、ということで対応しておりまして、平成9年の9月議会では、7人の方が質問されておりまして、大体5時間弱程かけて、1日で審査を終了しております。通告の流れとしましては、9月9日が初日だったんですけれど、9月の9日に開会しまして、11日の正午までに通告を締め切っております。そして、12日に質疑をして認定をしております。かなり強行なスケジュールではございますが、これを最後に、特別委員会のほうに移行してきている、そういう経緯があります。

平成9年までは1日で決算審査をして、その時は事前通告制で行っていたときが過去にあるというようなご説明をいただいたところです。委員の方から、ご意見等お願いをいたします。

柴田副委員長:

全員でやるというのは、先ほど石井委員もおっしゃったように、何らかの制限を付けないといけないだろうと。また、質疑についても、町議会でやったように通告制とかいうことを考えてしまうと、あの膨大な範囲を事前に通告をするというのがしょせん無理な話であり、本会議制でというのは無理だなと私は思いました。そういうやり方もありだと思ったんですけれど、具体的なことを考えて無理かなと。やっぱり特別委員会で、ある程度人数を絞って、予算に反映させるための審議ができるような体制を会期中に整えるということが大事なのかなというふうに思いました。

田中委員:

やはり、コロナの時に21人集まって、職員さんも大勢来でいるというのは、ちょっと適正ではないんじゃないかなと私は思っています。ですから、通常通り、例えば3人ずつ入っていただいて、その中で決算委員会を開催していただければと。それと併せて、昨年、私、決算委員会の委員をやったんですが、確か委員長が決算委員会の委員長をおやりになったと記憶しております。その時に、事前に、あれは、議員必携でしたかね、よく読んで、質問しなさいというのを1番最初に言っていただいたことによって、昨年度の決算審査特別委員会の時間が、かなり大幅に減っています。そういうことも含めて、進行の仕方にもよるでしょうし、まあとりあえずのところは、さざんが9人でおやりになるというのが、今の時期にふさわしいかなと思います。

血脇委員長:

すみません、何かお褒めの言葉をいただいて。コロナの状況下で密になるのを避けるためには、特別委員会を立ち上げて、審議をしたほうが良いだろうというご意見をいただいたところです。

古澤委員:

コロナ禍で、期間の短縮ということを考えると、本会議制でやって何か効果が出てくるかなと思って、それも選択肢の1つに入っておりましたけれども、先ほど、日程を決めたときに、当初案ですか、それに決まりまして、最終日が10月8日ということになっています。そうするともう日程決まってないわけですから、この日程で行くのであれば、別に本会議制でなくてもいいのかなという気がします。私、決算のやり方についてはいろいろ問題意識というのがないわけではありませんけれども、今回はそれと一緒には多分ならないだろうと思いますので、この日程からすれば、従来通りの委員会制でいいのではないかなと思います。

石井委員長:

やはり、白井市議会が平成9年まで、本会議方式でやっていたという実績があるわけですから、それを今の形に変えてきたという先輩方の実績があるので、やはり、今の形でもって、特別委員会を立ち上げてやるという形はこれで決めていいんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

古澤委員:

決算の審査のやり方というのは、いずれは、少しこの議会では検討していかなければならないと思っています。やはり、各節ごとに細かな質疑というのも…。だから…。そうです、だからそれは別に置いといて、今回に関しては賛成ですということを申し上げただけです。ただ、本会議制にするということであれば、そこの中で通告制にするとか、決算の内容に関わることも出てきますので、それを今回は捨象してもいいでしょうということを言っておいただけで、そう急がないでください。

血脇委員長:

決算審査については、多くの方の意見は、特別委員会を立ち上げ、今までと同様な決算審査を行うというご意見が多かったかなと思います。他にご意見ある方いらっしゃいますか。よろしいですか。そうしましたら、9月議会においては、決算を審議するのには、特別委員会を立ち上げ、従前どおりの審査をするということで、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

それでは、異議なしと認め、左様決定させていただきます。

次に、先ほど、田中議員のほうから、今回は、委員会付託をして審議することとするが、 時間短縮ですとかいろいろなものを含めた中で、事前通告制をとることはいかがかというよ うなご意見が、田中委員から出ております。これについて、皆様のご意見をお伺いしたいと 思います。ご意見のある方いらっしゃいますか。

柴田副委員長:

確認ですけれど、常任委員会の時の議案について通告制にするということ、本会議場における、6月議会みたいに本会議制にしたから事前通告にしたわけですけれど、常任委員会制に戻したとしても、事前通告にしたほうがいいんではないかというご提案ということでよろしいでしょうか。

田中委員:

その通りです。時間短縮というか、執行部のほうが、決算のほうとか、いろんなもので相 当密の時間をとられなくちゃならない、その中で、従来どおりで行くと、あ、思い出した、 みたいな質問がありますので、少しでも時間を短くするために、そういう方法を取ってもいいのかなという考え方です。

石井委員:

今は、決算審査特別委員会の話ではなくて、議案審査の話ですか。

血脇委員長:

すみません。決算の審議については、従前どおりということで。

石井委員:

私はそれでいいんですけれど、日程や何かの検討は今しないで、委員会の議案審議のこと になったんですか。

血脇委員長:

日程ですか。

古澤委員:

従前どおりというのは、5日間かけて、だから、教育福祉を2日に分けて、都市経済も2日に分けて、総務だけ1日で、ということも含まれるんですか。

血脇委員長:

そういうことと。

古澤委員:

じゃあ、質疑の仕方も、田中委員がおっしゃったようなことは…。

石井委員:

私の認識は、さっき、決算審査特別委員会の、まず形を決めてほしいということで、私は、 議員全員で特別委員会を作るのか、今までみたいに各委員会から3人ずつ選んで作るのか、 まずそこを決めましょうよと、私は最初に発言しました。その後で、事務局から説明があっ たように、今度、各常任委員会ごとに、5日かけるのか、短縮するのかというのはその次に 私は話し合うのかなと。

血脇委員長:

ああそうですか。すみません。じゃあ、私は、もう従前どおりというようなご意見を皆さんからいただいたので、私のほうの捉え方は従前どおりという部分は、審議の仕方についても、特別委員会を立ち上げることも、従前どおりということで認識して、決算についてはそ

のようなものというように決定づけさせていただいたと、私はそういうふうに認識しておりました。

石井委員:

私は、1番最初に言ったように、まず形を決めていただきたいということで、21人全員でやるのか、従前どおりの特別委員会を設置するのか、その形を決めてくださいということで、今その形が決まったんだと思っています。そして、これから、先ほど事務局から説明があった開会の時間というのは過去3年間こうでしたよ、というこの資料を基に、じゃあ総務は1日でいいのか、都市経済は2日かけていいのかという、日程の話はこれからやるんだと思っていたんです。

血脇委員長:

私は、さっき局長から説明を受けた部分も含めながら、皆さんのご意見を伺いたいということでですね、総合的にということで、それでは、ちょっと皆さん、私は、従前どおりという言葉は、今まで従前どおり行っていたものを、会期内に入れると。1日でやるとかそういうのではなく、今までやっていたように、特別委員会を立ち上げて、各常任委員会から委員が選出されて、それで審議をしていくというように私は認識して進めさせていただいていたところです。皆さんはどのように捉えていたか、確認をさせていただきたいと思います。もし私の認識が違うのであれば。

古澤委員:

私は、全員か、それとも9人の特別委員会かというところで、従前どおり特別委員会ということが決まったと思っていました。その後の内容は、おっしゃる通り、それぞれ検討していくところが残っていると思っています。だから、田中さんが言ったことも取り上げていいのかなと思ったんですけれど。

血脇委員長:

ちょっと待ってください。田中…。ここで協議会にします。

一休憩 15:10-

一再開 15:14-

血脇委員長:

休憩いたします。再開を30分とします。

一休憩 15:14-

一再開 15:30-

血脇委員長:

会議を再開いたします。先ほどの、田中委員からの議案審議について、委員会付託をして、 委員会付託の時の質疑について、通告制という意見がございました。この件について、皆様 からのご意見を伺いたいと思います。ご意見ございますでしょうか。

田中委員:

自分のほうから意見を言わしてもらったんですけれども、9月議会の会期内に決算を入れるという、1つの執行部からのお願いごとがクリアできました。そこの中で、個々に職員の負担増大及び十分な準備期間が取れないことが危惧されるということが書いてあったので、ちょっと提案させていただきましたが、9月議会に入れていただいたことで、通常どおりで執行部が大変だけれどもいいですよというのであれば、日程を短縮できるということではなくて、執行部の負担が少しでも減るのかなと思って先ほど申し上げただけなので、皆さんのご意見に私は従いたいと思っています。こだわっておりません。

柴田副委員長:

会期短縮に係る効果についてという、市長からの書面の、委員会付託を本会議方式としたことという②のところなんですけれども、議案数も増えてくることから、より慎重な審議をするのであれば、委員会付託による審議も有意であると考えます、と、こちらが言わなくちゃいけないようなことを執行部のほうから言ってきているということは、委員会制でちゃんと審議をすることはしてくださいと言っているともとれます。多分、この文面から言うと、通告制を前提とした内容ではないだろう、委員会質疑を普通にやってくださって結構ですよと言っているのかなと受け止めたので、委員会は委員会で通常通りやっていいのではないかと思います。

血脇委員長:

他にご意見はございますか。特にございませんか。今後検証しなくてはならない部分が多々出てくるのかなと思いますけれど。田中委員、先ほどこれにこだわるわけではないというようなご発言があったんですけれども、9月定例会、委員会付託で、慎重なる審議のために、ということで、通告制ではなく、今まで通りというか、そのような委員会の進め方をしていただくということで、いかかでしょうか。皆さんからは意見が出てこないので。今、柴田副委員長から意見が出されて、執行部のほうの書面はそのように捉えられるということもございましたので、田中委員、そのような形でいかがでしょうか。

田中委員:

言ってくださいよ。賛否だけでもいいから。じゃないと終わらないから。

秋谷委員:

私は、議案がどのくらい出るのかもわからないし、今までだったら、同じ議案にいろいろな方が質問したりしているので、執行部のほうも、この議案については、簡単に言うと、こういう質問が出たっていう。で、この議案については質問なしだなとかというのを、そのへんのところを考えていると思うので、私は今まで通りでいいのではないかと思うんですけれども。私の意見です。

古澤委員:

私自身は、委員会制の中で通告制にするかどうか、ということだけではなくて、質疑の在り方というのをもう少し議会がまとめて、明確にしておくべきだと思っていますけれども、その意見を出された田中さんが、どちらでもいいですということで、まだ期が熟していないと思いますので、従来どおりにするしかないのではないかと思います。

血脇委員長:

皆さん、いかがでしょうか。田中委員、それでは、委員会制にするんですけれど、事前通告ではなく、今まで通りの審議をしていただくということで、よろしいでしょうか。それでは、そのように決定させていただきます。

それでは、次に、示されております、会期、決算を中に入れるですとか、一般質問を先に やるですとか、委員会付託を省略するですとか、さまざまものが決定いたしました。最後、 会期日程の決定は、25日に、議会運営委員会がございます。今決定した事項を決定づける のは、25日の本会議の1週間前の、定例の議会運営委員会がございますので、そこで事務 局のほうから、会期日程案ということを示していただいて、そこで、議会運営員会で決定さ せていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

それでは、日程についての最終決定につきましては、8月25日に決定させていただくということで、よろしくお願いいたします。それから、皆様から、新型コロナ感染症対策にかかる議会対応について、9月定例会における対応ということで、何か他に、検討を求めるもの等がございましたらお願いします。

石井事務局長:

9月議会を実施する中で、事務局のほうで考えている感染予防策の1つとして、共有する 発言者席ですとか、登壇する部分につきましては、まめに消毒をしようということは考えて おります。

他に何かございますでしょうか。大枠というか、小枠も多少なり含めて決定したかなと思うところですが。皆様いかがでしょうか。よろしいですか。そうしましたら、議題1の新型コロナ感染症対策に関わる議会の対応については、終了させていただきます。

次に、(2) その他についてを議題とさせていただきます。委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。

柴田副委員長:

お手元にもう資料が配られていると思いますが、陳情審査、請願審査の一般的な流れ案、8月2日までに、このフロー図で、何か訂正等ありましたらお寄せくださいということで、2件ぐらい寄せられましたので、それを入れ込んで、最終のものにしたものでございます。できましたら今日中に決定していただき、ホームページにアップを急いで手続きしていただきたいと思っています。これでいかがでしょうか。

石井委員:

皆さんで時間をかけて議論を重ねたうえで、フロー図ができまして、本当に柴田副委員長 には、ご苦労をおかけしました。何度も何度も訂正していただいて、文面も、このフロー図 の右側右端にある文面は、市民の方が見た時にわかるような内容になっています。市民の方 に対して、正午までにしますとか、代表者を選出願いますとか、こういう文面になっていま して、大変わかりやすいフロー図になっております。ありがとうございました。ただ、1点 だけですね、私、気が付かなくて、今日になって気がついちゃったんですけれど、今まで一 切話題にも上らなかったんですが、1番下なんです、フロー図の1番下に、採択して、矢印 で、市長に結果送付、陳情の趣旨に基づき対応、ここまでが、前の白井市のフロー図にも書 いてあったかなと思うんですけれど、この後、陳情者に結果を報告というのが丁寧にここに 付け加えられているんですね。これ、確か小浜市だっけね、どこかの市はやっているんです。 ただ、1番下の結果報告という、わざわざ陳情者に対して、審議の結果を報告するというと ころまでは書いていなかったですよね。右側のほうの提出者に結果を報告するというのはし ますけれど、その下です。1番下。市長に結果送付、陳情の趣旨に基づき対応、ここまでじ やなかったですかね。白井市のもともとのフロー図って。そうですよね。その後ろの、また 陳情者に返すんですよね、この結果報告っていうのが、これは確か、どこかの違う市がこう いうフロー図を描いていたなと思って、白井市が平成27年に出したフロー図にはここはな かったんじゃないかなと思うんですけれど、事務局の手間がちょっと増えるんじゃないかな と思ったんですが、事務局こういうのありましたっけ。

石井事務局長:

今ご指摘のあったところは、請願と陳情の両方に共通する部分でございますが、市長に結果を送付する、請願又は陳情の趣旨に基づき対応する、ここまでは今までのフロー図にも入っておりましたところですが、その隣に、結果の報告というのが、上に戻る形の矢印、この

ことでしょうか。ここについては、請願についての取扱いの中に、採択した請願は、まず、市町村長、その他関係機関において、措置することが適当と認めるものは、これらのものに送付をしますので、市長のほうに送付をいたします。その後、市長のほうで、その趣旨に基づき対応をするんですが、請願の場合は、この場合、その処理の経過と結果を報告を請求することができるという、これは議会が請求することができるということになっておりますので、請願については、結果の報告というのを議会が求めれば、執行部は返す形になりますが、陳情については、そこの対応が、陳情を受ける当局はこれに回答し、その結果について報告する法律上の義務はないとはなってはおりますが、準じてという部分で、その処理状況を確認して、必要な措置を講じて、報告をするということが望ましいというような形にはなっております。義務はないんですけれども、請願と違いまして、陳情については義務はないんですけれども、同様の対応をすることが望ましいというのが、議員必携のほうには書かれているところでございます。

石井委員:

そうなると、ここまでは、皆さんで審議してこなかった気がするんです。であるならば、私は、今まで通り、ここは除いて、陳情の趣旨に基づき対応というところまでで切っちゃって、今までと同じようにしたほうが良いんじゃないかと思うんです。つまり、これは市民に分かりやすくするためのフロー図であって、議会がこうあるべきだというフロー図ではなくて、議員1人1人がきっちりとわかっていなければいけないものというのは、議員必携を見たり、申し合わせ事項を見たりすればいいのであって、ホームページに載せて、市民によりわかりやすくするためのフロー図なので、ここの1番お尻のところは、なくてもいいんじゃないかなと思いました。

柴田副委員長:

小浜市とか、調布市というふうに参考にしたところは、ちゃんと返すというところまで矢 印があるんですね。逆に私たち、今まで、請願とか陳情とか採択して投げて、それがどうな ったかというところまで責任をもってちゃんと見守っていたかというと、そこが確かにかけ ていたかなとは思います。それで、ここを新たに結果を報告してねということを、執行部の ほうに明文化しておいても別にいいんじゃないのかなと。そして、陳情については請願に準 じると、市内については扱いをするということなので、同じように、結果はどのように扱っ たかちゃんと報告をしてくださいと、執行部のほうに改めて取扱いについてお願いをすると いうのもありではないのかなと思ったので、市民の方が見やすくするためのフロー図ではあ っても、その結果、自分たちが出したものが結局どうなっていくんだろうということを、市 民の方が知るということにもなりますので、これは、このまま残してもいいんじゃないのか なと思うんですけれど、どうでしょうか。

石井委員:

ここは議員必携を見ると、微妙に、請願と陳情で扱いが違っているんですよね。今、事務 局長がおっしゃったように、請願のほうは、結果報告を議会が執行部に対して請求することができるのですね。だけど、陳情は請求することができるじゃなくて、結果報告を求めることが望ましいという、そういうニュアンスなんですね。だから、全く同じではない、ここはまた戻っちゃうわけです、議論が。請願と陳情が全く同じではないんだよという議論に戻ってしまうので、これを入れるんであれば、もう少し皆さんと議論を重ねなくてはいけないと思うんです。これ初めてなんですよ、このことを話題にしているのは。であるならば、このことだけは、ちょっと別に、もう1回議論しなくちゃいけないんであれば、ここはもう切っちゃって、今回、このフロー図を、とりあえずは市民の方に見せるように示すと。ここの、切るか切らないかということについては、また次回話し合いをするとか、時間を取るとかというふうにしたほうがいいのかなって、今日初めてこういうふうに初めて話題にしたものですから、皆さんもどうしたらいいかわからないんじゃないかなと思うんですがね。

柴田副委員長:

これ、何回も今までお示ししていて、調布市、小浜市のを参考にしていますよというところもお示ししていて、そこが、陳情も請願も1つの図で、同じように結果を報告するという矢印が付いているんですよ。なので、今ここで、もう1回審議しなおしましょう、そこの部分は外しましょうと言われても、今まで何回も見ているのにというのがちょっと本音としてあります。それと、今日、やっぱり決定していただきたいです。実際にもう、6月の方々が陳情を出すと意思表示をされて、書類まで送ってこられているので、きちんと流れだけは今示すという形を、本当に今日決めていただきたいので、そんなに結果報告をします、返しますというのって、執行部から結果報告をもらいますというのって、そんなに議会として、そんなの受けられないよという話ではないと思うんですよね。逆に、求めるべきであるというほうじゃないかなと思うので、どうでしょうか。私はこのままで何とかこれで決めてもらいたいなと思うんですけれど。

血脇委員長:

これについては、色々議論していて、9月議会には間に合わせましょうというようなことで、ずっと話し合われてきました。もう9月議会が近くに迫ってきております。陳情を出そうという方がいらっしゃるような、そういうような動きがあるようです。ですから、これ、またずっと引っ張って、また次、またその次、その次とやって、引っ張ってしまうと、当初目的、9月議会の陳情、請願を出そうとする人たちに対して、という部分が、当初の目的からあれしてしまうので、皆さんのご意見を伺いながら、先ほど柴田常任委員長からあったけれど、早く結論を出していただきたいということがありますので、皆さんの意見を踏まえながら、結論付けたいと考えております。皆さんご意見いかがでしょうか。

石井委員:

柴田委員にちょっと確認なんですけれど、平成27年に出された白井市の事務局で出したフロー図には、最後の結果報告の矢印を上に向けているというのはなかったんですよね。今柴田さんがおっしゃったように、小浜市とか、調布市のやつを見ると、このように書いてあると。ここは全然議論しないで、今まで白井市のフロー図にはなかったものを、調布市や小浜市はあるからとこういうふうに載せたということについては、今まで全然議論にはしなかったじゃないですか。ここを、もう1回議論するには、1回ここを置いといて、ということはできないでしょうか。つまり、陳情の趣旨に基づき対応、で1回切って、このフロー図を公開するということは、できない。ここちょっと。

伊藤副議長:

このフロー図の書き方であれなんですけれども、この上矢印が付いているじゃないですか。この矢印がどこを向いているんだか、上を向いているんですけれど、向く先のものが結果として出ていないように思うんですよ。ですから、ここの請願のほうでちょっと案を出させていただきますと、請願の趣旨に基づき対応、の次に、注3を付けて、外枠で、議会は結果を求めることができるとか、そういった文面をここに付けたらどうですか。一般市民の方が見て、この結果報告という言葉を、一般市民の方がこのフロー図を見たときに理解できるのか、そういうことであれば、ここに注釈を入れて、議会がすることをここに書いておくというのであれば、注のほうで外出しで書いたら、いかがですかなという、私の案ですけれど。

古澤委員:

私も一瞬、議会へ報告というふうに思って、よく見て、ああ、採択、そうか、議会が、というふうには思いましたけれども、市民の方だと、提出者に結果報告というのが1回郵送であって、また結果報告してくるのかなって、ちょっと勘違いするかなという思いはいたしました。そこで、27年は入っていなかったというので、そこをどうするかということですね。丁寧にやるとすれば、もう1回やらなきゃいけないし、伊藤副議長の案もありますけれど、この結果報告って必ずするものではないですよね。具体的な事務事業に対して、ここをこうしてくださいというような陳情の場合は、それに対してこう対応しましたと出ますけれど、抽象的な陳情内容、請願内容もあるわけですから、その時は出ないと思うんですね。

柴田副委員長:

決めてもらいたいので、右端の結果報告というのを切ります。それでよろしいですか。

血脇委員長:

それでは、請願・陳情のフロー図の1番下の囲み、囲みの結果報告を切るということですよね。それと、上に向いている矢印が右側にあります。これを切って、ホームページに掲載するということで、皆さんご異議ございませんか。

[「異議なし」という者あり]

それでは、このフロー図、今、案となっておりましたけれども、これは、先ほど申した部分を切って、これで決定するということで決めさせていただきます。それと、ホームページに、このフロー図も載せるんですが、市議会のホームページに掲載する手続きですとか、審査になじまない事項等が、やはり石井委員、柴田委員から、7月6日に議会運営委員会に示されております。これも同様に、早い段階でホームページに掲載する必要があるだろうということで、皆様のお手元にあるこれを、そのままホームページに載せるというわけではございません。この中の手続きですとか、審査しない事項のところ、6項目があって、7項目め、括弧書きになっているんですけれど、このあたりをちょっと確認いただいてですね、皆様の意見を伺いたいと思います。柴田常任委員長、それでよろしいですよね。

皆様、お手元に行っていますかね。

柴田常任委員長:

市議会のホームページに、フロー図はこれで決定したんですけれど、ホームページに、文 字として、陳情者が2名以上の場合は代表者を決定してくださいとか、陳情者は○人までと しますとしましたけれども、これ3人だっけ、までとしますとか、そういう決めたことを、 これ決める前になっているので、文書的にはまだちゃんと完成していないんですけれど、こ ういうふうに決まったことを、文書としてもホームページにきちんと載せてもらいたいな、 と思ったので、これは書いてあります。それから、審査しない内容についての記述も必要か なと、これは思っていて、石井委員と考えてあります。どういう記述にするかはともかく、 必置項目を設けていただいて、お手元にある6項目プラス市外在住者からの陳情、陳情につ ての記述ね、そこまで入れるかどうか、それはもう明文化しなくてもいいんじゃないかとい う話でもあろうかと思うので、7項目めの市外在住者からのものについてはちょっと協議い ただいて、載せるか載せないか決めていただければいいと思いますけれど、1項目めから6 項目めまでの、公序良俗に反するものとか、誹謗中傷しているものとか、係争中の裁判のこ ととか、すでに請願陳情が出されていて、その後特段の事情の変化がないのにまた出してき たものとか、そういうものについて、あと、議長が審査になじまないものと認めたものとか ね、そういうものについては、取上げないこともありますよということを示すという意味で も、載せておいたほうが良いだろうなと思っているんですけれども、それについてどうでし ようか。

血脇委員長:

皆さん、この文言をいろいろあれするとあれなんですけれども、このような形の、ホームページに掲載するということで、まずこの部分はよろしいでしょうか。6までの部分。文言については、事務局のほうで精査していただくというか。

田中委員:

提出者のお二方の連名で出ていたものですから、お二人の間でもう合意が取れているのかなと思って、このままで私はよろしいと思います。

血脇委員長:

今、田中委員のほうから、柴田常任委員長と石井会派代表で、合意が取れているということで、このままでいいのではないかということですが、皆さんのご意見はいかがでしょうか。

[「結構です」と言う者あり]

それでは、この括弧書きになっている、7の部分、先ほど柴田常任委員長のほうから、市 外在住者からのもの、括弧書きになっているんですけれども、ここをちょっとご協議いただ きたいということなんですが。

古澤委員:

市外在住者からは受け付けない。

血脇委員長:

審査しない事項ということで、7に市外在住者からのもの、審査をしませんよということがわかるように、入れても良いのではないかと。よろしいでしょうか。それでは7の部分、陳情については市外在住者からのものは、審査しない内容の中に含むというようなことを明記して出すというような。

古澤委員:

等とはどういう了解にしておいたらいいんでしょうか。ここの中で、市外在住者からの陳 情等。

血脇委員長:

どの部分ですか。

古澤委員:

7の部分。

柴田副委員長:

あ、これ昔のバージョンかもしれない。

血脇委員長:

市外在住者からのものというふうになっています。それではこの7、市外在住者からのものというのを含めた形でというような。

柴田副委員長:

そうしましたら、審査しない内容の陳情書についての記述の下に、審査になじまない等の陳情書等について、あるいは、以下の内容の陳情については委員長付託を行わず、全議員配布等の取扱いとする、どっちがいいかなと思って両方書いておいたんですけれど、審査になじまないって、市外在住者がなじまないかというと、そこまで言い切れないと思うので、上のではなくて、なじまないと言ってしまうとちょっと失礼かなという気がするので、以下の内容の陳情については、委員会付託を行わず、全議員配布等の取扱いとする、というふうにしたほうがよくないでしょうか。なので、上の1行めではなくて、2行めのほうを採用していただければと思います。

血脇委員長:

1行めではなくて2行めのところというようなことですが。休憩同議が出されましたが、 暫時休憩じゃまずいですか。それとも協議会というような形では。暫時休憩で。委員の皆様 よろしいでしょうか。それではここで暫時休憩いたします。

一休憩 16:05-一再開 16:10-

血脇委員長:

それでは、会議を再開いたします。先ほどの7項目を、文言はもちろん整理しなくてはならないんですが、こういう項目を、ホームページに掲載させるという。先ほど休憩時間の時に、市外陳情者からのものというご意見も委員外からありました。このあたりも含めて、ちょっと皆様のご意見を伺いたいと思います。

石井委員:

これは、柴田副委員長とずいぶん練りました。他市の状況も見させていただきながら、フロー図等も、兼ね合いが大事なので、ここら辺も加味しながら、ずいぶん検討した結果を出させていただきました。そのうえで、陳情についてなんです、請願じゃないんですね。陳情というのは、憲法で保障されていないんです。法的根拠はないんですね。だから陳情なのであって、市外在住者からのものは、審査しないと言っているのではなく、審査になじまないと言っているわけでもなく、委員長付託を行わないで、全議員配布の取扱いにするということです。なので、7番は、市外在住者からのものというふうに先ほど、委員の皆さんからの同意を得て入れることにいたしました。それから、もう1つなんですけれど、上の手続きは、先ほども話がありましたように、若干もう1回整理しなくてはいけない部分ではあるんですが、1つ抜けているのが、締切りです。締切りは、定例会前に開催する議会運営委員会2日

前の正午までとするという、この大事な締切りが抜けているのでこれは入れたほうが良いかなと思っています。

柴田副委員長:

今のホームページは、確かに2日前までに受付けたものと書いてあるんですけれど、2日前の正午までとしますにしたんですよ、今回。だからそこはちょっと足さなくちゃいけないところでした。その通り。

血脇委員長:

そのあたりは、事務局で校正をしていただくような形になるので、それでは事務局長。

石井事務局長:

いろいろご審議いただきありがとうございました。今の部分を、今まで決定した事項を踏まえまして、ホームページの記載内容を修正したものがありますので、もしよろしければ、皆さんに見ていただいたほうがわかりやすいかなと思いますが。

血脇委員長:

それでは、配付をお願いします。配付が回りましたでしょうか。それでは事務局長から簡潔に説明をお願いしたいと思います。

石井事務局長:

それでは、すでにホームページに載せてあるものにつきましては、2枚お配りした中の原 稿というものでございます。これを、今まで議論していたものを、修正させていただいたも のが、修正後というものになりますので、まずこちらをご覧いただきたと思います。修正し た箇所につきましては、四角の枠で囲った部分が、今回訂正した部分になります。請願・陳 情の書き方の部分では、書式は特に定めていませんという部分を、修正をしてございます。 また、次の、受付け時期と定例会審査の時期という形にちょっと言葉を改めさせていただき まして、請願陳情は、平日の業務時間中、午前8時30分から午後5時15分まで、議会事 務局で受け付けておりますというふうにしております。次のページに行きまして、定例会ご とに行う議会運営委員会が定例会前に、これ締切りの関係でございますが、年4回定例会を 開催しており、という部分を加えております。また、先ほどございました議会運営委員会が 開催される2日前(土日含まず)の正午までに受けたものを定例会で審査します。ちょっと 四角の範囲が異なっており、申し訳ございません。この部分が訂正になります。そして、そ の下の枠ですね、請願陳情の手続きの流れというものを、今回新たに加える部分になってま いります。ここでは、フロー図の下が空欄になっていますが、今議論いただきました、審査 に なじまない事項を加えたものというのが1枚ぺらでございますので、こちらが、今回決 めていただいた内容を掲載するものでございます。提出方法は郵送でも受付けますが、これ も既存の部分ですかね。ここに、フロー図を添付をしておりまして、さらに、今議論いただきました審査になじまない陳情等についてを掲載する予定で考えております。概ね、このような形で掲載を考えているところでございますので、ご意見等いただければと思います。

柴田副委員長:

すごくちゃんと直していただいていて、これはありがたいなと思います。ありがとうございます。1個気になったのは、必ず、請願者も、市内の陳情者も、提出者説明の希望の有無を確認することになりました。その時に、様式、書式とかは特に決まっていないけれども、それを受付である事務局で聞いていただいて、希望あり、なしというのはどこかに記載しなくてはいけないわけで、そこについてはどうする、判子か何か押すんでしょうか。

石井事務局長:

希望の有無ということが新たに事務局の確認事項として決まっておりますので、通常ですと、お持ちいただいたときに代表者の連絡先等を控えることになっておりますので、その際に、合わせて希望の有無等については記載をした上で、報告をしたいと思っております。

血脇委員長:

他に何かご意見等ございますか。

中川委員:

先ほどは休憩を取っていただき、ありがとうございました。そこでの意見なんですが、今、ホームページの内容のところで議論になっておりますが、5番のところですね、なじまない云々というところで、すでに採択、不採択の結論を出した請願、陳情と同一視し、その後特段の状況の変化がないと認められるもの、これは受け付けないというふうなことで書かれていると思いますが、これはかなり恣意的な感じがします。誰が判断、どうしたのかという点で言えば、つい1か月前、2か月前とかいう、短期に出た陳情、請願と、もう内容が誰が見てもほとんど変わらないというものがまた出てきたという場合があるわけですが、30年前にこれ出てるんだと。そのことについてとかね、そのことについての判断は、誰がするのか、市民にどうそれをお返しするのか、恣意的な判断になりうるんじゃないかと。例えば、今のコロナとの関係で言えば、今時、核兵器禁止条約を世界を結んでいくべきだなんて、大きな流れの陳情が例えば出たとして、これ、特段の変化はないというふうに捉えるというふうに、そういうふうなもの、どう陳情者に伝えるんですか。状況の変化がないと言い切れるのかどうか。ちょっとこれはね、もう少し慎重に表現されたらどうかと。2つの市の小浜市だとか、その他のところから引用されたというのは、当然しっかり押さえられていると思うんですが、恣意的判断につながるというところを感じます。

すでに採択・不採択の結論を出した請願・陳情と同一趣旨であり、その後特段の、という 文言で書かれている部分ですが、まず、受理はします。書式が整っていれば。ただ、これは、 審査を、上に書かれている通りですね、議員全員に、その内容は配布するということです。 じゃあ誰がこれを判断するのかというのは、これは議会運営委員会で判断すると。議長が受 理をして、議長が受理をしたものが議会運営委員会に議長から報告されて、議会運営委員会 でその内容等を精査し、それを審査するものとするのか、それとも配布で済ませるものかと いうのは、議会運営委員会で決定するものであるとご理解いただきたいと思います。よろし いでしょうか。

中川委員:

この、ホームページの6番に当たるわけですか。今、委員長が答えられたのは。その他、 議会運営委員会の協議を経た上で議長が審査になじまないと認めたものと、こういう手順を 踏むということを5の問題は説明していると考えてよろしいですか。

柴田副委員長:

この書き方が足りないというのであれば、もう少し、ここについてを細かく記載をすることも可能だと思います。例えば、採択、不採択等の議決がされた陳情書等と同一趣旨の陳情書等であって、かつ同一の者から再度提出されたもの、議決がされた後、特段の状況変化がないもの、議決がされた議会から起算して、概ね1年が経過していないもの、これが調布市の審査になじまないものについての記載です。これだと、すごく長くなるので、小浜市のを採用して、そのままいただいたのがこの短いものです。もっと細かくきちんと述べるべきであるとすれば、調布市のをもらえばいいと思います。

石井委員:

今まで、何回も何回も審査をしてきたんですよ。その中で、陳情について審査するかしないかは、議会運営委員会で話し合って決めるんですよということは皆さん知っていることなんですよ。もう、今そこにまた戻られちゃうのはすごく困るんですけれども、議運なんです。審査するかしないかを決めるのはね。もっと言えば、議長の下の議運なんです。その議運の中で、今、柴田さんがおっしゃったような、細かいことも含めて審議をするんですよ。どこの委員会に付託しようか。これはなじむのか。審議が必要なのか、必要じゃないのかというのは、この議運で細かく決定するわけですから、どこがやるんだとかというのは、もうずっと前の話なので、ここで納得していただきたいと思います。

中川委員:

納得していないから、こうして意見を言っているわけです。柴田委員が述べられた中に、 1年も経っていない、こういうものがまた同一の内容で出てきているというふうな細かい指 摘が、丁寧にあっていいんじゃないかという話…。

血脇委員長:

1年以内ですとか、例えば先ほど、小浜ですか、1年以内と表記されているというんですけれど、具体的に、1年以内と表記する必要がどこにあるのかなと、個人的に思います。ここに書かれているのは、全く同趣旨であり、特段の状況変化がないと認めるものと、これを、誰がそれをあれするんだと言ったら、これ議会運営委員会で、2年前のものが上がってきても、状況が変わっていなければだめだし、あるいは半年前のものが上がってきても、社会情勢が変わっていれば、それを審議するというような状況になると思います。それを判断するのが、議会運営委員会であると。いつ上がったからだめとか、いつ上がったからいいというようなものではないと理解していただきたいと思います。中川委員、言っていることなんとなく理解していただけましたでしょうか。それでは、事務局のほうから、修正後のホームページの掲載の内容が示されておりました。また、この部分について、皆さん何かご意見ございますか。よろしいですか。

そうしましたら、もう一度文言ですとかそういうところをしっかりと精査していただいて、 ホームページに掲載するということで、皆さん、よろしいでしょうか。

[「結構です」と言う者あり]

それでは、そのように決定させていただきたいと思います。ホームページの精査をしていただいたりするんですけれど、いつ頃を目途にできるのか、ちょっと。

石井事務局長:

今、お配りしたものでございますので、まず委員の皆様にもう一度ご一読いただきまして、 修正いただける部分があれば。

血脇委員長:

ないと思いますけれど、中をちょっと確認して、ちょっと文言というのが、そういうところ細かなところもあったら、事務局のほうに、明日の夕刻までに報告をお願いいたします。 よろしいでしょうか。それでは、陳情、請願のところについては…。何かあるんですか。

柴田副委員長:

議運で決定して、本来であれば、全協で、ホームページはこういうふうに変えますという ふうに報告しなければいけないんじゃないのかなと思うんですが、それぞれ皆さん会派から も来ておられますし、ちょっとここだけは、こういうふうに直しますというのを、了解をい ただくという形でしていただけれるとありがたいんですけれども。

今、柴田常任委員長のほうから、本来は議運で決定したものを、全員協議会で報告すべき ことだけれども、9月議会を間近に控えて、請願、陳情らしきものが、ということもあるの で、議員皆さん、各会派等々にお知らせをしていただくというような対応で、お願いしたい ということですが、皆さんいかがでしょうか。

古澤委員:

先ほど配った現行と、修正のものを、他の会派のない議員の方たちにも配っておくという ことが必要かなと思います。

血脇委員長:

示されるものがしっかりできたら、それを議会運営委員会の委員を含めた、議員全員に配付をお願いしたいと思います。この件については、皆さんからお話を各議員にしていただくんですが、改めまして、全員協議会の時に、議運の報告としてさせていただくということをご承知おきいただければと、そういう対応をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、そのようにさせていただきます。

柴田副委員長:

これも、急いでやったことですので、たぶん振り返りというのは必ずどこかで必要になってくるかと思いますので、やってみて、ここ不都合だねとかいうようなことがあれば、それは、お互いに柔軟に対応をしていくというふうに今後していければいいなと思います。

血脇委員長:

承知いたしました。それでは、この件については、柴田常任委員長、石井会派代表、よろしいでしょうか。それでは、そのように進めさせていただきます。その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいですか。議長から何かありましたらお願いいたします。

長谷川議長:

議会運営委員会で審議してほしい事項がございますので、今からペーパーを配らせていた だきますので、よろしくお願いします。

皆様のほうに、ペーパー行きましたでしょうか。白井市議会災害等対応会議設置に関する 規程案ということで、先日、全員協議会のほうで、総務企画常任委員会の勉強会から上がっ てまいりました。それで、この規程案の内容およびこの規程を有効にするための条例の改正 等を踏まえて、議会運営委員会の中で検討していただきたいと思います。よろしくお願いい たします。

今、長谷川議長のほうから、この規定案があって、この議会運営委員会で、協議検討していただきたいということがありました。先ほど、議長のほうから、条例ってあったんですけれど、これを生かすためには、会議規則の改正を伴うという状況でございます。先般、これの説明を全員協議会で、私のほうから皆さんに説明をさせていただいて、皆様から意見等があれば、上げていただきたいというようなことでしたが、意見は上がってきてございません。今日ここで協議をするということはありません。これは皆さん持ち帰っていただいて、今度、規定案について議会運営委員会で協議をして、この案を外せる状況にもっていかれればと考えておりますので、次の議会運営委員会で、皆様のご意見等を、この部分について拝聴したいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長、よろしいですか。

長谷川議長:

失礼しました。ちょっと読み間違えました。会議規則の変更でございますので、よろしく お願いします。

血脇委員長:

じゃあ私のほうから1つ。次の議会運営委員会なんですが、この規程、これも9月、台風シーズンになってくるということで、早めに対応したいと考えておりますので、これと、それから、タブレットも含めたところを協議したいと考えております。日程調整をさせていただきたいと思いますが、すみません、本当に頻回の開催で恐縮でございますが、8月11日、12日、アウト。

柴田副委員長:

災害対策規程を成立させるために、会議規則の改定が必要で、それは議員発議で会議規則 の改正をしなくてはいけなくて、9月議会に間に合わせる、確か1日でそれをやるって聞い たと思うんですけれど、そのためにはいつまでに議運で決めればよろしいんでしょうか。

石井事務局長:

通常、発議案でございますと、最終日のほうで、3日前までに提出していただくということになってございますが、議案に関する議員さんからの提案があった場合については、定例会前の議会運営委員会に提出をして、委員会付託をするという例もございます。ですから、今回は会議規則の改正でございますので、3日前でも大丈夫でございますし、ただ、台風シーズンということを想定して、初日に採決したほうが良いということであれば、いずれにしても25日の議会運営委員会までには、提案できることが望ましいとは思います。以上です。

私のほうから1点確認させていただいていいですか。来週議運を開くのはあれなんですけれども、17にもし開いた場合、これが決まるかどうかわからないんですけれど、もし決まった場合、25日の議運の時に乗せることは可能なんでしょうか。

石井事務局長:

会議規則の改正になりますので、提出者が議会運営委員会で考えていただければ、議運の中で改正文等をお示ししますので、だれが提出者になるのかなどを決めていただければ可能だと思います。

血脇委員長:

わかりました。それでは、11の週は、皆さん厳しいのかなというところがございます。 17の月曜日はいかがでしょうか。それでは、17日に、第22回議会運営委員会を開催するということで、皆さんよろしいでしょうか。それでは、17日の、10時ということでよろしいでしょうか。それでは、8月17日10時から、議会運営委員会を開催することに決定をさせていただきます。委員の皆様から何かございますか。

田中委員:

確認させてください。17日なんですけども、この規程だけをやるという考え方でいいですか。タブレットはそんなに緊急性必要ないんじゃないかって思うんですがいかがなんでしょうか。

血脇委員長:

タブレットにつきましては、書面で会からいただいているところです。説明の機会を設けて…。データでいただいているけど、それの説明というのは議運の中で…確かに全協ではされているけれど、議運の中で、ペーパーで配布されているだけで、議運で配布されたペーパーと、全員協議会で配布されたペーパーが違っています。ですから、あれを差し替えていただかないとならない部分があるので、タブレットについても説明の機会を設けるということで、田中委員、そのような形で、考えております。報告を含めてということです。他に。よろしいですか。事務局から何かございましたら。他にないようでございますので、以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。よって、第21回議会運営委員会を閉会いたします。慎重なるご審議を賜り本当にありがとうございました。お疲れさまでした。

一閉会 16:42-